

2023年5月16日

各 位

会 社 名 株式会社パルグループホールディングス 代表者の役職名 代表取締役社長 井上隆太 (コード番号:2726 東証プライム市場) 問い合わせ先 広報室担当常務執行役員 為 田 招 志 電 話 番 号 (06)6227-0308

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2023年5月16日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。 以下、「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款 の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下、「本公開買付け」 といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主還元において、業績に対応した配当を行うことを基本とし、併せて安定的な配当の維持継続に留意するとともに、企業体質の一層の強化と今後の積極的な事業展開に備えて内部留保の充実も勘案して決定しております。第50期(2022年2月期)の利益配当金につきましては、1株当たり年間配当を前事業年度より25円増配し、普通配当50円といたしました。

また、当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を実行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、当社定款第32条において、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定めております。これまでも、株主の皆様に対する利益還元のさらなる充実を図るため、以下のとおり、当社普通株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2007年3月6日開催 取締役会	2007年3月7日~ 2007年5月31日	27, 950株	110, 580, 000円
2007年6月19日開催 取締役会	2007年6月20日~ 2007年8月31日	13,650株	54, 540, 500円
2007年10月23日開催 取締役会	2007年10月24日~ 2008年1月31日	406, 500株	833, 494, 050円
2015年7月14日開催 取締役会	2015年7月15日~ 2015年8月31日	337, 200株	1, 286, 338, 365円
2020年3月17日開催 取締役会	2020年3月18日~ 2020年4月28日	71,300株	83, 757, 339円

このような状況の下、2023年3月中旬に、当社の第7位株主であり、当社代表取締役会長である井上英隆(以下、「井上氏」といいます。本日現在の所有株式数は1,034,072株(所有割合(注1):2.35%))より、その

所有する当社普通株式の一部である 500,000 株(所有割合: 1.14%)(以下、「応募意向株式」といいます。)を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

(注1) 「所有割合」とは、当社が2023年4月11日付で公表した「2023年2月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2023年2月末日現在の当社の発行済株式総数(46,272,000株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(2,346,914株)を控除した株式数(43,925,086株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)をいいます。

これを受け、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮し、2023 年3月下旬より、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、応募意向株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、2023 年4月上旬、当社が応募意向株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期 純利益(EPS)及び自己資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がると考えるに至りました。また、同時に、自己株式の取得に要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が2023年1月12日付で提出した第51期第3四半期報告書(以下、「本四半期報告書」といいます。)に記載された2022年11月末日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び預金)は約599億円(手元流動性比率4.5月)(注2)であり、自己株式の取得資金として約15億円(注3)を充当した後も、当社の手元流動性は584億円程度(手元流動性比率4.3月)と見込まれ、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。加えて、自己株式の具体的な取得方法については、①株主間の平等性、②取引の透明性、及び③市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制に繋がること、及び④井上氏以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2023年4月上旬、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

- (注2) 本四半期報告書に記載された2022年11月末日現在の現金及び預金を1ヶ月当たりの売上高(2023年2月期第3四半期連結累計売上高を9で除した数値)で除したものです。
- (注3) 2023年4月第1週(2023年4月3日から2023年4月7日)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京 証券取引所」といいます。)プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値の百円未満を四 捨五入した概算値3,000円に、応募意向株式500,000株を乗じて算出した暫定金額です。

そして、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、2023 年4月中旬、井上氏に対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格に対して一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、実施した場合の応募の意向について確認したところ、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、2021年1月1日以降に決議され、2023年2月末日までに決議され成立した自己株式の公開買付けの事例31件(以下、「本事例」といいます。)において、10%程

度 (9%~10%) の事例が 19 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断いたしました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、本公開買付けの実施を決定する 2023 年 5 月 16 日開催の取締役会決議日の前営業日の過去 3 ヶ月及び 6 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりも短期間である取締役会決議日の前営業日の過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりも短期間である取締役会決議日の前営業日の過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

その後、2023 年4月下旬に、井上氏に対し、当社普通株式の株価動向を踏まえて、本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日である 2023 年5月 16 日の前営業日である 2023 年5月 15 日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して 10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、井上氏より、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2023 年 5 月 16 日開催の取締役会決議により、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日である 2023 年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 3,241 円に対して 10%ディスカウントを行った価格(円未満を四捨五入。以下、公開買付価格の計算において同じとします。)である 2,917 円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付価格である 2,917 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日である 2023 年 5 月 15 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,360 円に対して 13.18%(小数 点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントの計算において同じとします。)ディスカウントした金額、2023 年 4 月 17 日から 2023 年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,241 円(円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。)に対して 10.00%ディスカウントした金額、2023 年 2 月 16 日から 2023 年 5 月 15 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,021 円に対して 3.44%ディスカウントした金額、2022 年 11 月 16 日から 2023 年 5 月 15 日までの過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,760 円に対して 5.69%プレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けにおける買付予定数については、井上氏以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例31件のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が18件と最多であることから、井上氏が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数が適切であると考え、応募意向株式500,000株(所有割合:1.14%)に対して10%を上乗せした550,000株(所有割合:1.25%)を上限としております。

本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は応募意向株式のうちの一部を取得することとなります。当社は、井上氏より、本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けによる売却株式数が500,000株未満となった場合には、応募意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式については、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

なお、井上氏は、本公開買付けに関して特別利害関係を有することに鑑み、利益相反を回避し、取引の公正性を高める観点から、本公開買付けの諸条件に関する話し合い・交渉には当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けの諸条件に関する当社の取締役会における審議及び決議にも参加しておりません。

また、当社は、井上氏より、井上氏が所有する応募意向株式以外の当社普通株式 534,072 株 (所有割合:1.22%) の所有方針について、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	550,100株(上限)	1,604,641,700円(上限)

- (注1) 発行済株式総数 46,272,000株 (2023年5月16日現在)
- (注2)発行済株式総数に対する割合 1.19% (小数点以下第三位を四捨五入)
- (注3) 取得する期間 2023年5月17日 (水曜日) から2023年7月5日 (水曜日) まで
- (注4) 買付予定株数以上の応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。
- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等 該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

1	取締役会決議	2023年5月16日(火曜日)
		2023年5月17日(水曜日)
	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。	
② 公開買付開始公告日		(電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-
	fsa.go.jp/)	
3	公開買付届出書提出日	2023年5月17日(水曜日)
	買付け等の期間	2023年5月17日(水曜日)から
4 買付け等の期間	貝刊り寺の朔目	2023年6月13日 (火曜日) まで (20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,917円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

ディスカウント率については、本事例において、10%程度(9%~10%)の事例が19件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断いたしました。他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、取締役会決議日の前営業日の過去3ヶ月及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりも短期間である取締役会決議日の前営業日の過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上を踏まえ、当社は、2023 年 5 月 16 日開催の取締役会決議により、会社法第 165 条第 3 項の規定により 読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開 買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日 である 2023 年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の 単純平均値 3,241 円に対して 10%ディスカウントを行った価格である 2,917 円とすることを決定いたしました。

また、本公開買付価格である 2,917 円は、本公開買付けの実施を決定した取締役会決議日の前営業日である 2023 年 5 月 15 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 3,360 円に対して 13.18%ディスカウントした金額、2023 年 4 月 17 日から 2023 年 5 月 15 日までの過去 1_{f} 万 月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,241 円に対して 10.00%ディスカウントした金額、2023 年 2 月 16 日から 2023 年 5 月 15 日までの過去 3_{f} 7 月間の当社普通株式の終値の単純平均値 3,021 円に対して 3_{f} 3.44%ディスカウントした金額、2022 年 11 月 16 日から 2023 年 5 月 15 日までの過去 6_{f} 7 月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,760 円に対して 6_{f} 5.69%プレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで、当社は、2023年4月中旬、井上氏に対し、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格に対して一定程度ディスカウントを行った価格で公開買付けを実施することを提案し、実施した場合の応募の意向について確認したところ、本公開買付けの趣旨に賛同するとともに、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、本事例において、10%程度(9%~10%)の事例が19件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断いたしました。

他方、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績が十分に株価に反映されていると考え、取締役会決議日の前営業日の過去3ヶ月及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値よりも短期間である取締役会決議日の前営業日の過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

その後、2023年4月下旬に、井上氏に対し、当社普通株式の株価動向を踏まえて、本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日である2023年5月16日の前営業日である2023年5月15日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値に対して10%のディスカウント率を適用して算出される価格を本公開買付価格とすることを提案したところ、井上氏より、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上を踏まえ、当社は、2023 年 5 月 16 日開催の取締役会決議により、会社法第 165 条第 3 項の規定により 読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開 買付けを実施すること並びに本公開買付価格を本公開買付けの実施を決定する取締役会の開催日の前営業日 である 2023 年 5 月 15 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の 単純平均値 3,241 円に対して 10%ディスカウントを行った価格である 2,917 円とすることを決定いたしまし た。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	550,000株	一株	550,000株

- (注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(550,000株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(550,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元 未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等 の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金1,632,350,000円

(注) 買付予定数 (550,000 株) を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用 (本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用) の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 (公開買付代理人) 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

2023年7月5日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。) (外国の居住者である株主等 (法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。) の場合は常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日 以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ 送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申しあげます。

(ア) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。)第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。)第37条の14(非課税 口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下、「非課税口座」 といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている 金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等について は、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取 引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(イ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、 その差額に対して原則として15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) に相当する金額が源泉 徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税 及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して 2023年6月13日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、 米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、 インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものではなく、米国内の証券 取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は 米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

② 当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、井上氏より応募意向株式 500,000 株(所有割合: 1.14%)について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を 2023 年4月下旬に得ております。また、当社は、井上氏より、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本公開買付けによる売却株式数が 500,000 株未満となった場合には、応募意向株式のうち当社が取得することができなかった当社普通株式については、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

また、当社は、井上氏より、井上氏が所有する応募意向株式以外の当社普通株式 534,072 株 (所有割合: 1.22%) の所有方針について、今後も継続して所有する見込みである旨の回答を得ております。

③ 当社は、2023年4月11日付で「2023年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)」を発表しております。当該発表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2023年2月期決算短信〔日本基準〕(連結)の概要 (2022年3月1日~2023年2月28日)

(ア)損益の状況

決算年月	2023年2月期
売上高	164, 482百万円
売上原価	74, 260百万円
販売費及び一般管理費	74, 399百万円
営業外収益	356百万円
営業外費用	117百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	9,955百万円

(イ)1株当たりの状況

決算年月	2023年2月期
1株当たり当期純利益	226.65円
1株当たり配当額	75.00円
1株当たり純資産額	1, 256. 29円

(ご参考) 2023年2月28日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 43,925,086株 自己株式数 2,346,914株

以上